

事 務 連 絡  
平成 31 年 3 月 25 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の公布について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 31 年厚生労働省告示第 87 号）が公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管内市町村及び事業所等へ御周知いただき、平成 31 年 10 月 1 日からの円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。